

保健衛生施設等施設整備費補助金の概要

事業区分	事業内容	補助金の交付方法	直接補助事業者	間接補助事業者	対象経費	基準額	補助率	交付要綱の3	交付要綱第1表	交付要綱第2表	根拠法令、通知（実施要綱等）
精神科病院	精神障害者等の医療及び保護を行う医療施設 （作業・生活療法部門 特殊病棟（老人、アルコール、薬物、 児童・思春期、合併症、認知症治療））	直接補助	都道府県 市町村 公的医療機関 医療法人等の非営利法人※ ※精神保健福祉法第19条の8の指定を受けた施設	—	新設、増設、改築、改修	(1)新設 基準単価×基準面積×病床数 (2)増設、改築 基準単価×基準面積×病床数 (3)改修 ①鉄格子撤去 1床2,000千円 ②保護室改修 1㎡155千円×基準面積×病床数 ③病棟出入口扉の自動開閉化 大臣の認めた額 ④病棟出入口扉のガラス製扉化 1箇所1,000千円×箇所数	・都道府県 ・市町村 ・公的医療機関 1/2 ・非営利法人 1/3 ・沖縄県 3/4	(1)	P.13	—	精神保健福祉法第19条の10第1項、2項 平成10年12月11日障第710号厚生省大臣官房 障害保健福祉部長通知「精神科病院療養環境改善 整備事業実施要綱」
精神保健福祉センター	都道府県における精神保健の向上等を図るために設けられる精神保健に関する総合的な技術中枢機関であり、地方における精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及、調査研究並びに相談指導事業を行うとともに、保健所その他精神保健に関係する機関等に対する技術指導、技術援助を行う施設	直接補助	都道府県 指定都市	—	精神保健福祉センターの建設	(1)A級 基準単価×基準面積 (2)B級 基準単価×基準面積	1/2	(2)	P.15	—	精神保健福祉法第6条
精神科デイ・ケア施設	社会生活一般の機能回復を図るために、各種の医学的ケアを必要とする者に対して一定時間、一定の計画に基づく通院治療を行う医療施設	直接補助	都道府県 市町村 公的医療機関 医療法人等の非営利法人	—	精神科デイ・ケア施設の施設整備	(1)独立施設型 基準単価×基準面積×通所定員数 (2)病院付設型 基準単価×基準面積×通所定員数	・都道府県 ・市町村 ・公的医療機関 1/2 ・非営利法人 1/3 ・沖縄県 3/4	(3)	P.16	—	—
精神科救急医療センター	急性期患者の医療を確保するため、10～30床の個室の整備を行い、24時間体制で受け入れることのできる施設	直接補助	都道府県 指定都市 公的医療機関 医療法人等の非営利法人	—	精神科救急医療センターの施設整備（既存病棟の改修）	基準単価×基準面積×病床数	・都道府県 ・指定都市 1/2 ・公的医療機関 ・非営利法人 1/3	(32)	P.25	—	平成17年7月7日障発第0707001号厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部長通知「精神科救急医療センター整備事業の実施について」の別紙「精神科救急医療センター整備事業実施要綱」

(注) 「大臣」は厚生労働大臣とする。
基準額の算定にあたっては、基準単価または実単価、基準面積または実面積のそれぞれいすれか低い方により算定する。
上記の内容は、保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱（H29.4.25最終改正）による。

保健衛生施設等設備整備費補助金の概要

事業名	事業内容	補助金の交付方法	直接補助事業者	間接補助事業者	対象経費	基準額	補助率	交付要綱の3	第3表	第4表	根拠法令、通知（実施要綱等）
精神保健福祉センター設備	都道府県における精神保健の向上等を図るために設けられる精神保健に関する総合的な技術中枢機関であり、地方における精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及、調査研究並びに相談指導事業を行うとともに、保健所その他精神保健に関係する機関等	直接補助	都道府県 指定都市	—	精神保健福祉センターの新設に伴う初度設備	(1)A級 4,104千円×新設施設数 (2)B級 2,700千円×新設施設数	1/2	(2)	P.33	—	精神保健福祉法第6条
精神科デイ・ケア施設設備	社会生活一般の機能回復を図るために、各種の医学的ケアを必要とする者に対して一定時間、一定の計画に基づく通院治療を行う医療施設	直接補助	都道府県 市町村	—	精神科デイ・ケア施設の新設に伴う初度設備	21,600円×通所定員数	1/2	(3)	P.33	—	—
精神科救急車の整備	精神科治療を急速に要する精神障害者を迅速かつ適正に移送する自動車	直接補助	都道府県 指定都市	—	精神科救急車	2,516千円	1/3	(4)	P.33	—	—
精神科救急情報センター設備	精神障害者の緊急時における適切な医療及び保護を確保する事を目的とした精神科救急情報センターの事業実施に必要な設備	直接補助	都道府県 指定都市	—	精神科救急情報センターの設備	(1)精神科救急情報センター 1施設5,142千円 (2)精神科救急医療施設 1施設308千円	定額	(29)	P.40	—	平成20年5月26日障発第0526001号厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部長通知「精神科救急医療体制整備事業の実施について」の別紙「精神科救急医療体制整備事業実施要綱」

(注) 「大臣」は厚生労働大臣とする。
上記の内容は、保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱（H29.4.25最終改正）による。